

保護者の皆様へ

認定こども園弥富はばたき幼稚園に通う園児の皆さんの健康を守り、感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが快適に生活できるように、下記の感染症について登園許可証明書の提出をお願い致します。

疾患名	登園停止期間の基準 *以下の基準に基づき、主治医が判断する。
麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した3日後を経過するまで
風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の膨張が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
結核	医師により感染の恐れがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	
腸管出血性大腸菌感染症(O-157)	
流行性角結膜炎	
急性出血性結膜炎	
溶連菌感染症	抗菌薬服薬後24～48時間経過し、発熱、発疹等の諸症状が回復するまで
伝染性膿痂疹(とびひ)	患部を覆えれば登園可 覆えない場合(顔面など)は痂皮が脱落するまで
その他	以下の病気についても、登園許可証明書の対象になります。 (登園の目安については、診察した医師の判断によります。) 手足口病、伝染性紅斑(りんご病)、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症(感染性胃腸炎)、ウイルス性肝炎、RSウイルス感染症、帯状疱疹

※上記以外に、医師の判断で登園停止になる場合があります

専門医様

現在かかっている病気が軽快し、他の園児への感染のおそれがなくなりましたら、お手数でも保護者に「登園してもよい」旨を指導し、下記の「登園許可証明書」に記入をお願い致します。

登園許可証明書

認定こども園 弥富はばたき幼稚園 組

氏名

疾患名

- 1、 上記疾患で治療中でしたが、感染の恐れがなくなりました。
- 2、 伝染性の疾患ではなく、集団生活は可能です。
- 3、 その他

上記を証明します。

令和 年 月 日

医療機関名

医師氏名

